

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

一方的に送り付けられた商品、 直ちに処分可能に！

注文していないのに、あなた宛てに届いた商品。
7月に特定商取引法改正によって14日経過
しなくても、消費者は直ちに処分することが
できるようになりました。

一方的に送り付け商法（ネガティブオプション）対応

1商品 は 直ちに 処分可能
2事業者 から 金銭を 請求
されても 支払不要

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害は未然に防止する・被害に気づいていない人に、気づかせる機会を設けてください。

～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)
- ◆長野中央警察署 244-0110
- ◆長野南警察署 292-0110
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部
市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぶら座 4階